

# 成年後見制度における社会福祉士の専門性に関する研究

## The Specialty of a Social Welfare Worker working with in Adult Guardianship System

安藤 隆年\*<sup>1</sup>

Takatoshi ANDOU

本稿では、それまでの禁治産・準禁治産制度を廃止して成立した成年後見制度に関する「民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)」等の関連四法の施行から本年度で10年を経過したのを期に、成年後見制度の後見人として社会福祉士の積極的な関わりが求められている背景を考察し、社会福祉士の専門性と成年後見人との関りについて取り上げ研究することとした。

キーワード：成年後見制度 財産管理 身上監護 社会福祉士 個人情報保護 介護支援等事実行為  
エンパワメント

### 1 はじめに

平成11年、それまでの禁治産・準禁治産制度を廃止して成立した成年後見制度に関する「民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)」、「任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)」、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第151号)」及び「後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)」の四つの法律は、平成12年4月1日に施行され、本年度で10年を経過した。

その背景を社会福祉制度基本理念の側面から見れば、介護の社会化と措置制度から契約に基づく利用制度へ転換した介護保険制度の創設、地域分権型社会への移行と地域福祉計画の策定等を盛り込んだ新社会福祉法の施行等々、わが国の統治システムの改革と社会福祉制度の基礎構造改革に併せ期を一にして設けられた制度で、本制度は、国民である利用者一人一人の人権擁護の具現に関わる重要な位置づけにあると考える。

法律上から見れば、民法の一部改正とその手続き規定の整備と捉えられるが、小賀野晶一現秋田大学教授が『解釈論、立法論、制度論、法思想等議論の全体を広義の成年後見法論でみると、伝統的な法論である財産管理能力に関する利害打算能力的な視点に留まる恐れがある』<sup>(注1)</sup>と指摘するように、単に財産管理能力に視点が偏重することは問題がある。なぜなら、対象者の多くが認知症高齢者、重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等々生活上で何らかの障がいをもち支援を求めている人達で、一方で福祉サービス利用者が多いことを考慮すべきだからである。

成年後見制度施行後10年の節目に当たり、人権擁護を具現化していく制度の趣旨から、法曹界のみならず社

会福祉関係者をはじめ行政関係者等多様な実務に当たる者や機関及び研究者が、こうした問題に関心を持ち、議論し、市民に対して制度理解と制度定着を図る努力を続けることが重要である。

現在、弁護士会・司法書士会、社会福祉士会<sup>(注2)</sup>を中心に実践と議論そして研究を積み重ねる努力が行われている。その結果は日本成年後見法学会(2003年11月活動開始)の設立や民事法研究会による定期的な専門誌「実践成年後見、(発行所・民事法研究会)」<sup>(注3)</sup>の発行などにより、実務における財産管理と身上監護の密接な関連性に関する議論や研究が進んでいる。成年後見制度の基本理念である自己決定権の尊重と残存能力の活用という視点から、生存権・個人の尊重・幸福追求権・社会参加と労働権等の基本的人権に目が向けられつつある流れは社会福祉基礎構造改革後の社会福祉基本理念にも合致することである。

そこで、成年後見制度の社会化の進展に対して社会福祉士の積極的な関わりが求められている背景を考慮し、本研究では、社会福祉士の専門性と成年後見人との関りについて取り上げ考察することとした。

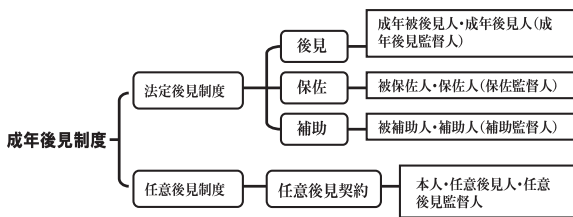
### 2 研究のねらいと研究方法

今回の研究に当たっては、2006年度特別研究費研究事業で、成年後見制度における後見人として社会福祉士への期待に関するアンケート調査を関係者や関係機関に対して実施し、その結果は調査報告として、「成年後見制度を担う社会福祉士の育成について(中部学院大学研究紀要)」で中部学院大学実習センター主任田中和代氏によりまとめられ、関係者の成年後見制度に対する潜在的な需要が高いことに併せ社会福祉士に対する専門性の

\* 1 人間福祉学科経営学科

向上を望む実態が明らかにされた。<sup>(注4)</sup> また、成年後見制度に関する実態調査や経年推移の分析調査の研究は、最高裁判所総務局家庭局発表資料や実務関係者に対するアンケート調査を基に分析考察が進められ先行論文として各学会誌を中心に発表され親族以外の第三者後見人への期待が高い現状が報告されている。また、身上監護に関する社会福祉士の役割等の重要性に鑑み資質の向上を目指した研修事業の実施、不祥事件防止の観点から実務マニュアルづくり・倫理規定づくりなどは社団法人日本社会福祉士会等を中心に実施・検討されている。

図1は、成年後見制度における後見人と本人の関係について現行法(民法839条～876条の10及び任意後見契約に関する法律)を整理し図化したものである。



\* 最高裁判所総務局家庭局資料をもとに作成  
 \*①「民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)」  
 \*②「任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)」  
 \*③「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第151号)」  
 \*④「後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)」の四つの法律  
 (平成12年4月1日に 施行された)

図1 成年後見制度の後見人と本人との関係

制度は、従来の禁治産・準禁治産の考え方から大きく変わり、後見・保佐・補助、任意後見契約に関して本人との関係や任務・手続き等が明確に規定されている。

こうした背景から今回は、選任後見人である社会福祉士が扱う実際のケースに着目して、成年後見制度における社会福祉士の専門性を高める視点から、社会福祉士だから出来ることは何か、或いは社会福祉士に何が期待されているのかに着目し、社会福祉士の活動分野の拡大と人材養成のあり方を探ることとした。

研究手法としては、成年後見制度をめぐる現況と課題を把握するため最高裁判所総務局家庭局資料を基に加工分析し特徴を考察する。また社会福祉士が果たしている業務の実態と課題を探る経年資料等を作成して推移等を考察する。併せて、質的側面を把握し 洞察的・主観的に分析するため、成年後見制度における社会福祉士選任事例の具体ケースの事例調査・研究をすることとした。

もとより実際のケースは、個別性が高くまた制度の趣旨から財産管理等に見られる関係者を取り巻く利害対立ケースが多い。そのため個人情報の保護の面からも事例研究に当たって配慮すべき点が多い。従って、事例研究の手法そのものに関する課題も多いと思料されるので、この課題についても併せて考察したい。

### 3 成年後見制度をめぐる現況と課題

#### (1) 終局事件と終局区分別件数

平成21年1月～12月における成年後見関係事件の概要を最高裁判所総務局家庭局資料<sup>(注5)</sup>で分析すると表1のとおりで終局事件総数は27,409事件で、却下・取り下げ・本人死亡等で終局したものを除く認容終局事件総数は25,129事件で全体の91,7%を占めている(前年は90,8%)。

表1 平成21年(2009年)「成年後見関係事件の終局事件・終局区分別件数」の概況

区 分		全国総件数	
既済総数		27,409	100,0%
後見開始	認容	21,264	77,6%
	却下	28	
	その他	1,764	
保佐開始	認容	2,457	9,0%
	却下	13	
	その他	274	
補助開始	認容	987	3,6%
	却下	4	
	その他	95	
任意後見監督人選任	認容	421	1,5%
	却下	7	
	その他	95	

\* 平成21年1月～12月の終局件数  
 \* その他には、取下げ、本人死亡、移送等  
 \* 最高裁判所総務局過程局資料より作成

#### (2) 選任事件終局事件の申立人と本人との関係別件数

認容で終局した事件27,498件の成年後見人選任事件申立人と本人の関係についてみると表2のとおりで子が最大値で10,679件・全体の38,8%を占めている。全体では、四親等内(配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族)の親族が22,881件で83,2%と大部分を占め、市区町村長の申立人が占める割合は、2,471件で9,0%(前年は1,876件で7,0%)にすぎない。

表2 成年後見人選任事件終局事件・申立人と本人との関係別件数 (平成21年1月～12月)

本人との関係	件数	割合%
総数	27,498	100,0
本人	1,612	5,9
配偶者	2,463	9,0
親	1,882	6,9
子	10,679	38,8
兄弟姉妹	3,996	14,5
その他の親族	3,861	14,0
法定後見人等	163	0,6
任意後見人等	367	1,3
検察官	4	0,0
市区町村長	2,471	9,0

- \* 終局事件総数は、27,409件であるが1件の終局事件に複数の申立人のある場合複数に計上するため母数は89件多くなっている
- \* その他親族は上記を除く四親等内親族
- \* 最高裁判所事務総局家庭局資料より作成

### (3) 成年後見人等と本人との関係別件数

認容終局事件のうち成年後見人等と本人との関係についてみると表3のとおりで、全体の63.5%に当たる16,389件は、子・その他の親族・兄弟姉妹・配偶者・親の順で四親等内の親族が選任されているケースが多い。しかし、この割合は、前年68.5%と比較すると5ポイント低下している。第三者が選任された件数は9,419件、36.5%（前年31.5%）で、年々増加傾向にある。第三者成年後見人選任の内訳は、司法書士が3,517件で13.6%（前年2,837件）、次に弁護士が2,358件で9.1%（前年2,358件）で社会福祉士は2,078件で8.1%（前年1,639件）と第三の位置にある。

表3 成年後見人等と本人との関係別件数

（平成21年1月～12月）

本人との関係	件数	割合%
総数	25,808	100,0
配偶者	1,765	6,8
親	1,308	5,1
子	7,969	30,9
兄弟姉妹	2,523	9,8
その他親族	2,824	10,9
弁護士	2,358	9,1
司法書士	3,517	13,6
社会福祉士	2,078	8,1
法人	682	2,7
知人	136	0,5
その他	648	2,5

- \* 開始事件のうち認容で終局事件数
- \* 認容終局事件総数は、24,708件であるが1件の終局事件で複数の成年後見人等がある場合に複数の「関係別」の個数を集計し25,808件を母数（総数）にした
- \* 「最高裁判所事務総局家庭局資料」より作成

### (4) 特徴と課題

以上の現況分析から下記の特徴と課題が考えられる。

①過去5年間（平成17年～21年）における成年後見人関係事件の申立件数は増加傾向にあり、21年は27,397件で前年比3.5%増である。なお、この間の最高値は平成18年（2006年）の32,125件である。原因は、障害者自立支援法の創設（平成17年11月法123・平成18年4月施行）により、知的・身体・精神三障がい者の一元化と共通の仕組みによる福祉サービス利用制度の導入による。その結果、利用者と福祉サービス提供事業者との契

約行為が必要になり成年後見制度と密接な繋がりができたことによるものと考えられる。

②家庭裁判所審理結果による終局事件認容件数は、25,129件で終局事件数の91.7%を占め申立の正当性が高い分野と史料される。認容件数の内訳を見ると後見開始が21,261件で全体の77.6%を占めている。保佐・補助開始が12.6%と立法主旨から見て少なく課題がある。

③成年後見選任事件の申立人については、その大部分83.2%が四親等内の親族である。市区町村長が申し立てたものは、2,471件で全体の9.0%を占めるが、前年1,876件で7.0%に比較し、595件増となり市町村長が関わる体制の整備が徐々にではあるが進んでいることが伺われる。

④認容終局事件で選任された成年後見人等と本人との関係については、全体の63.5%にあたる16,389件が四親等内の親族が占め高い位置にあるが、経年比較で見ると年々漸減傾向にあり、変わって第三者後見人選定の件数が増加している。

⑤社会福祉士選定ケースは、2,078件で全体の8.1%と少ないが、対前年と比較すると先に述べた第三者選任ケース増加傾向の中で、司法書士2,837件→3,517件で24.0%増・弁護士2,265件→2,358件で4.1%増・社会福祉士1,639件→2,078件で26.8%増と社会福祉士の増加率が高く、必要性和制度認知及び受け入れ体制整備が進み需要度が増しているものと考えられる。

## 4 成年後見人としての社会福祉士

成年後見制度施行後10年を経た状況を全国的に見た場合、法定後見開始の審判の認容件数の総計と分析に関しては、筑波大学法科大学院新井誠教授の研究によると『最高裁判所資料から総件数は168,722件でそのうち後見開始審判の認容件数146,680件、保佐開始のそれは15,010件、補助開始のそれは7,039件で審判の認容件数それ自体は増加しているものの、成年後見制度を必要としている者の総数（筆者が繰り返し言求してきたように国際的なスタンダードでは最小でも総人口の1%が潜在的利用者である）に比して、利用は低調であるといわざるを得ない<sup>（注6）</sup>と現状と課題を指摘しているように、まだまだ潜在的利用者と実態には乖離があり、基本理念の浸透や制度周知そして推進体制に課題がある。

このことに関しては、2010年横浜市で開催された最初の「成年後見法世界大会」（ドイツをはじめ16カ国から約500人が参加<sup>（注7）</sup>）においても日本の認容件数の少なさが指摘されている（日本は総人口の0.1%、ドイツの利用者は総人口の1.6%）。同国際会議においては横浜宣言が発せられ、2000年1月のハーグ国際私法会議における成年者の国際的保護に関する条約及び2006年12月の国際連合障がい者権利条約（人権の普遍性、不可分性、相互依存性、相関性への支持、および障がい有す

る人が偏見なしに人権を享受できることの保障の要求)の2条約の指導原理と条項へ賛意を表している。ベクトルとしては、成年後見制度に関するグローバルな共通認識が拡がりつつあることが伺われる。

成年後見人等に社会福祉士が選任される件数は先行研究者による各種アンケート調査等の報告をみても本人が有する福祉サービスニーズの必要性から身上監護の重要性が高まり、社会福祉士への期待度がみて取れるものの実際の選任事件数は、平成21年の1年間で全国2,079件と極めて少ないといわざるを得ないのが現状である。

その原因の一つを表4の、後見人選任終局事件における申立て動機の区分で分析してみる。

表4 成年後見制度事件に関する申立て動機  
(平成21年1月～12月)

申立て動機	件数	割合%
総数	43,056	100,0
財産管理処分	24,347	56,5
遺産分割協議	4,183	9,7
訴訟手続き等	1,297	3,0
介護保険契約	2,401	5,6
身上監護	8,596	20,0
その他	2,232	5,2

- \* 後見人選任事件の終局事件を対象
- \* 1件終局事件で申立動機が複数あるため、総数は終局件総数(27,409件)とは一致しない
- \* 最高裁判所事務総局家庭局資料より作成

申立て総数43,056件のうち、29,827件・69,2%の動機が財産管理処分・遺産分割協議・訴訟手続き等で占められている。財産に関わる法的処理を必要とすると判断されるケースが約7割を占め、親族以外の第三者が成年後見人に選任される際、専門知識を有する弁護士、司法書士にウエイトが置かれている。社会福祉士選任の場合は残り三割内にある介護保険等福祉サービス利用契約や身上監護のケースに関わることになる実態が浮かびあがっている。人権擁護の担い手としての社会福祉士の存在は徐々に進展はしているもののいまだ原初的な段階にあるといえよう。

## 5 成年後見制度における社会福祉士の役割

少子高齢化の進展は急速である。それに伴い一人暮らしの後期高齢者や身寄りの無い認知症高齢者等の増加は大きな社会問題でもある。そこで、後見開始・保佐開始・補助開始・任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件(25,129件)を対象にして、被後見人である本人の男女別、年齢別割合について調べると表5のとおりである。

表5 被後見人である本人の男女別・年齢別割合  
(平成21年1月～12月)

年代区分	男(40,7%)	女(59,3%)
20歳未満	0,3%	0,1%
20歳代	3,9%	1,5%
30歳代	5,5%	2,3%
40歳代	7,8%	3,3%
50歳代	12,5%	5,0%
60歳～65歳未満	7,3%	3,3%
65歳～70歳未満	8,4%	4,1%
70歳代	23,3%	23,1%
80歳以上	31,0%	57,3%

\* 最高裁判所事務総局家庭局資料より作成

年代別に見ると65歳以上の高齢者が、男性では男性全体の62,7%、女性では女性全体の84,5%と圧倒的な層を占めている。特に80歳以上の高齢者の占める割合が男性(31,0%)・女性(57,3%)と共に最高値となっており、高齢者に特化している特性がある。この年代層は加齢とともに介護や医療など医療・福祉サービスの利用層でもあり、身体機能の低下や認知症など医療・福祉的支援を必要とする後期高齢者である。社会福祉士の専門性を生かす身上監護のニーズが高い層といえる。また同時に財産管理に関して不利益を被る立場になりやすい層でもあり第4表で分析した財産に関する法的処理を必要としている実態も重ねてあることが推量される。成年後見人制度を必要とする圧倒的年齢層がここに集中しているのが現状である。

以上の分析から、社会福祉士に期待される専門性に関しては、身上監護に関する基礎知識及び処遇技術にあわせ財産管理に関する法的対応知識が求められる。期待に応える資質の向上が本制度の普及と充実に欠かせない要素となる。

## 6 成年後見制度における社会福祉士選任の事例研究

これまで見てきたように、成年後見制度における社会福祉士後見人選任のケースは、制度創設10年目を迎えたとはいえ、全国的に見ても実際の事例数は少なく、21年の認容終局事件概要で見ても社会福祉士のそれは全国で2,078件と全体の8,1%に過ぎないのが現状である。

全体の傾向を事象的に捉え客観的・普遍的な要素をつかむには母集団が十分とはいえないと考える。そこで地域を限定して具体的な社会福祉士の受任事件を対象に事例研究をおこない、どのような問題が潜んでいるのか仮説生成的にこれからの課題をつかむ手法を考え進めることとした。

### (1) 事例研究の手法

#### ア 調査地区の選定

調査地域として岐阜県にある岐阜家庭裁判所管内<sup>(注8)</sup>

をフィールドとし、その中から次に示す二つの特色を持つ地域を典型として選び実際の受任事件事例を収集する

**A 地区＝東濃地域**

行政や社会福祉関係機関等と法曹関係者を含む地域社会福祉資源が連携し非営利活動法人が中心となって組織的に取り組む体制を有する。

具体的には下記の非営利活動法人と活動内容である。  
NPO法人 東濃成年後見センター

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の人格を尊重する地域づくりを活動目的に、平成14年(2003年)9月に設立されたNOP法人で、多治見事務所(多治見市・土岐市・瑞浪市・笠原町)、中津川事務所(中津川市、恵那市)の東濃地区を主な活動対象地域にしている。活動内容は、① 後見事務等の提供 ② 成年後見人の養成 ③ 後見監督人等への就任 ④ 福祉コーディネイト活動 ⑤ 後見申請事務援助 ⑥ 相談事業等多岐にわたる。第三者成年後見人等の確保が困難な地方の事情から、その受け皿として公的性格の強い一面を持ち、多治見市・土岐市・瑞浪市・中津川市・恵那市から一部運営費の支援を受けている。また活動の特徴は、関係機関や関係者とのネットワーク協働体制のセンター的機能を持つことにある。(所在地・岐阜県多治見市新町)

**B 地区＝飛騨地域**

地域に成年後見制度を理解し活動するキーマンになる社会福祉士が存在し、そのキーマンを中心とし個の結びつきが強いネットワークの機能を基礎にして活動している。

具体的には下記の地域と概要である。  
①キーマンは(社)飛騨慈光会山ゆり地域生活支援センター相談支援専門員(社会福祉士) ②支援サービス提供地域＝高山市・飛騨市・下呂市・白川村 ③地域福祉関係者や関係機関そして支援利用者のネットワークの中心にある相談支援専門員の専門的力量と実績による信頼関係がポイント。成年後見活動は職場の理解により職務外活動として受任する ④他の後見人受任者の助言や支援、人材育成にも当たっている。

(センター所在地・岐阜県高山市山田町)

**イ 事例の抽出と加工の必要性**

A・B両地区からこれまで受任してきた認容事件ケースの中から事例を抽出し一次データとする。一次データは生のケースデータであるため何時、誰が、何の目的で作成したか等を検討する。併せて個人が特定できないように配慮する必要があり、資料の客観性と公共・公平性、個人情報の保護等を確保するために二次・三次加工を必要とする。

**ウ 事例研究委員会の設置**

事例解析等研究にあたっては、正確性を確保し多様な視点からの事例分析を図るため、詳細を理解し実践を積んでいるA・B地区で活躍する社会福祉士等の実務者で構成する事例研究会(注9)を設置し、必要に応じて適宜

関係者を加えて研究会を実施し議論、検討をした。

**(2) 一次資料(源資料)＝サンプリングの抽出**

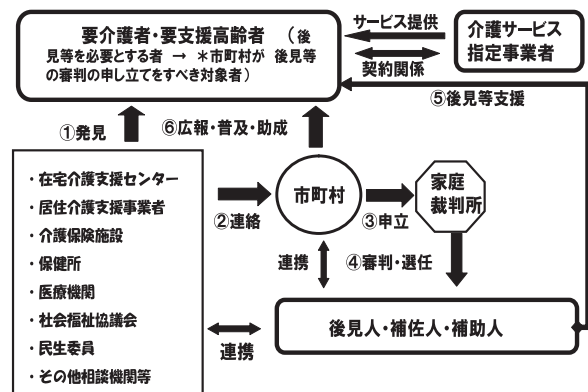
研究にあたっては、上記のA・B両地区から、成年後見関係事件で社会福祉士が選任され受任した事例15ケースをサンプリングし類型別に整理した。その結果、最終的には、類似性等から見て表6に掲げる10ケースを選定し事例研究対象ケースとした。(表6は後掲)

**(3) 事件事例の二次加工の手法**

事例研究にあたっては、A・B地域で実際に活躍する社会福祉士を研究員としてメンバーに加え、成年後見制度の実務に関して、社会福祉士が果たしている業務の実態を併せて議論・考察するなど実践体験を重視した実証調査とした。その際、次の問題点があるため、事件事例の二次加工を考えた。その理由と手法を次に列記する。

**ア** 一次資料は、出来る限り正確性を確保する視点から、必要な生情報がそのまま記載されている。従って、人物は記号化されているものの外部に出た場合、個人の推定は容易で匿名性に問題があり、個人情報保護の観点からも守秘義務を超えてはならないと考える。また、記載にあたって調査者の任意性があるため比較検討には同質性化や客観視化の加工が必要である。

**イ** そのため資料の二次加工としては、社会福祉士選任のポイントに着目することとし、前掲図1で示した成年後見制度の後見人と本人との関係に係る利用手続きや規定及び図2の成年後見制度利用支援事業のしくみに示す市区町村や福祉関係機関等の連携で行われる利用支援システムを分析考察して、次のカテゴリーを共通項目にして研究対象10ケースを整理した。①事例の類型とケースの概要 ②成年後見制度利用の経緯 ③申立の過程 ④ケアの内容と質 ⑤成年後見人に社会福祉士選定した理由(把握可能ケースのみ) ⑥身上監護および財産管理の後見活動の内容 ⑦課題 ⑧その他



\*「契約型福祉社会と権利擁護のあり方を考える」より  
\*老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の対象者のうち、介護保険サービスの利用にあたって後見人等による支援を必要とするが、審判を申し立てる家族がいない場合

図2 成年後見制度利用支援事業のしくみ

(4) 事件事例の三次加工の手法

二次加工後の研究考察で被成年後見人である本人の生活実態やこれまでの生活歴における家族・親族の財産関係における利害対立の生活歴や互いの心情関係が財産管理や身上監護にあたりポイントになることが判明してきた。それは原因と結果が複雑に絡み合った家族関係・親族関係の歴史や葛藤の連鎖があり時にはその対立の調整が必要なこと。また、本人の能力的な問題から犯罪に繋がる商取引等悪徳商法や所持金や財産をめぐる詐欺事件など反社会的行為のケースに対応が必要な場合が現実には多いことが判明してきた。研究にあたっては個人情報保護にあわせ、成年後見人が身上監護や財産管理に当たって、こうした複雑な個人事情にふれて、見守り活動を通じて適切な業務の遂行にあたる必要がある。

このようにケースには個別性や多様性があり、普遍化が困難な一面がある。そのため事例研究の試みとして、家族関係の記号化による影響の関係性の把握や、さらなる匿名性確保の視点からケースを擬人化して研究する方法として三次加工を試みた。

今回はその一つの試みとして、対人処遇技術の分野から、家族問題への介入法に関して、ライトらの記号に準じる<sup>(注9)</sup>記号化されたジェノグラム(Genogram)<sup>(注10)</sup>やエコマップ(Ecomap)<sup>(注11)</sup>を一部のケースについて試験的に作成し、問題との相関性や関係の歴史などを議論し考察した。

また、身上監護の権限の側面を考察するためには、本制度が原則的には任意性のない法規に基づく行為であることから、それを図3成年後見制度における後見人の仕事にまとめたうえ、事実行為として直面している次の項目について分析を試みた。①介護労働業務 ②医療同意行為 ③居住指定行為 ④緊急やむを得ない場合の身体拘束の同意 →・切迫性 ・非代替性 ・一時性 ⑤郵便物の転送管理 ⑥一般の見守り義務

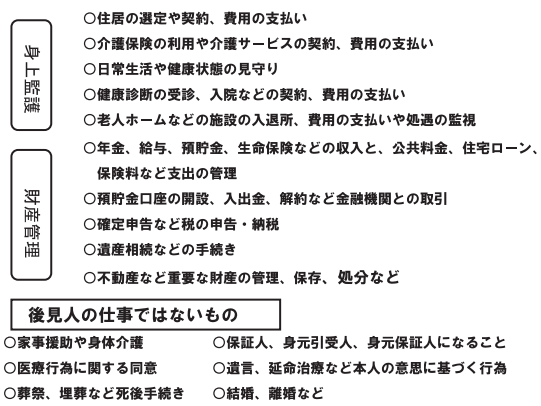


図3 成年後見制度における後見人の仕事

7 社会福祉士の専門性等に関する研究

事例研究と資料分析研究の結果を考察して、ここでは現時点で把握できる事項を中心に列記する。なお後述する事項はさらに付帯研究の必要性も出ている。

(1) 社会福祉士である成年後見人

ア 社会福祉士の果たす役割への期待

2002年度から2009年までの8年間について経年別に特定成年後見人(親族以外の第三者)と本人との関係を分析すると表7のとおりである。社会福祉士が占める割合は年々増加の傾向にあり、その増加率は法人、司法書士、弁護士を上回っている。この趨勢からみて、今後とも社会福祉士の果たす役割と期待は増すものと思料される。

イ 人権擁護と財産管理・身上監護の共通理念

財産管理と身上監護に関しては、事例研究からみても全てのケースにおいて両者は密接な関係性を持っている。従って、両者別々の対比論で議論することよりも、被後見人の人権擁護による幸福な生活の最大化を狙う身上監護と財産管理という共通視点から研究を進める必要性を強く感じた。

表7 経年別・特定(親族以外の第三者)成年後見人と本人との関係

成年後見人等と本人との関係	2002年 割合%	2003年 割合%	2004年 割合%	2005年 割合%	2006年 割合%	2007年 割合%	2008年 割合%	2009年 割合%	
総計	件数	1,574   100,0	2,335   100,0	2,742   100,0	3,532   100,0	4,860   100,0	5,960   100,0	7,228   100,0	8,635   100,0
	増加率	100,0	148,4	174,2	224,4	308,8	378,7	459,2	548,6
弁護士	件数	760   48,3	952   40,8	1,060   38,7	1,345   38,1	1,617   33,3	1,809   30,4	2,265   31,3	2,358   27,3
	増加率	100,0	125,3	139,5	177,0	212,8	238,0	298,0	310,2
司法書士	件数	610   38,8	999   42,8	1,179   42,9	1,428   40,4	1,964   40,4	2,477   41,5	2,837   39,3	3,517   40,7
	増加率	100,0	163,8	193,3	234,1	321,2	406,1	465,1	576,6
社会福祉士	件数	142   9,0	313   13,4	405   14,8	580   16,4	902   18,6	1,257   21,1	1,639   22,7	2,078   24,1
	増加率	100,0	220,4	285,2	408,5	635,2	885,2	1154,2	1463,4
法人	件数	62   3,9	71   3,0	98   3,6	179   5,1	377   7,7	417   7,0	487   6,7	682   7,9
	増加率	100,0	114,5	158,1	288,7	608,1	672,6	785,5	1100,0

\* 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概要」を基に作成

## ウ 成年後見人として社会福祉士選任と受任における課題

家庭裁判所での聞き取り調査では、社会福祉士選任ケースの多くが社会福祉法人に所属する社会福祉士資格を持つ職員で、福祉サービス提供事業者と雇用関係がある従業員である場合が多いという。これらの方達は、勤務のしばりの都合で活動時間に制限があり機動性に欠ける面がある。また、社会福祉士の資格を有する施設職員が後見人を受任した場合、時として法定代理人である後見人とサービス提供者側のワーカーという任務の相違関係に苦しむ実態がある。専任化に向けての報酬金額体系や業務条件、権限と業務遂行支援等々の条件整備を図るとともに専門性に関する教育強化が必要である。また、裾野を広げ成年後見制度の利用におけるマンパワーの養成と、相談システムの構築を目指す市民成年後見人の育成活動も注目される。

## エ 成年後見人となる社会福祉士選任ケース

家庭裁判所が、親族以外の第三者後見人を社会福祉士に受任依頼をする場合、身寄りの無い高齢者で低所得層のケースが多い傾向がある。こうした方達は福祉的ケアのニーズも高く、法定業務である介護保険契約にあわせ事実行為として通院の付き添い・買い物支援等々、またケースによっては死亡後の葬祭まで社会福祉士でもある後見人が動かされる場面があり運用面で法の主意と事実行為である活動実態に課題を抱えている。

## オ 財産と金品をめぐるトラブルへの対応

判断能力に困難性を有する被後見人に対する、親族との財産・金品をめぐるトラブルや悪徳商法等の利害調整など対立場面においては、関係法令、倫理基準など専門的な知識を持った説明と調整が必要である。違法性の高い、いわゆる悪徳商法に関しては、関係法の整備(クーリング・オフ等)が進み相談体制等有効な対応条件が可能となっている。今後とも関係法規の整備と弁護士・司法書士等他関連機関との連携強化に併せ、社会福祉士自身が経済や民事関係法規を学び有効な対応策をとる必要がある。

## (2) 事例の研究手法に関する考察

実世界の現象は、全て固有の形態を持っている。福祉的課題に関する事例研究調査の資料分析では、一連のカテゴリーを考察し、比較検討が可能になるよう源資料の整理加工が必要であった。また、個人情報保護の視点からも事例の匿名性には最大の注意を払う必要があった。

福祉問題に関する具体の個別ケース研究に関しては、科学的で客観的な研究手法の開発が重要である。今後のさらなる研究課題でもであると認識している。

また、匿名性の確保に関して2005年に全面施行された個人情報保護法など関連法は、民間部門については所管大臣が監督するものの官に関しては監視の機能が十分でない問題が残されている。権利の保護と不利益処分を

受けやすい個人情報やプライバシーの問題は様々な社会的権利の調整が必要であるが、逆に過剰反応による混乱も招く恐れがある。現在政府においては、社会保障と税の共通番号制度や国民ID制度導入の前提として政府から独立して個人情報を監視・監督する第三者機関の設置が検討されている。

## 8 今後の課題

### (1) 権利擁護に関する地域包括システムの構築

権利擁護に関する専門関係者が連携した地域包括システムの構築が必要であると考えられる。対応としては、全国4000の「地域包括支援センター」が包括ケアのコーディネーター役となり、総合的な相談、権利擁護へのネットワーク対応、人的資源の開発等々、その総合力と官・学・民・団体連携の強みを生かす機能強化の政策支援が必要である。また、成年後見制度の啓発・普及・研究にあたっては、市民や専門家同士の議論の場の設定が必要である。今後利用増が予測されることに備え、市町村等自治体を中心に、地域のコミュニティ機能を醸成し市民後見人やボランティア後見人などの芽を育て、社会福祉士後見人をバックアップする体制づくりを進める必要性も高い。

### (2) 制度の普遍的な普及と地域格差の解消問題

成年後見制度の潜在的利用者は、先に述べた筑波大新井教授の論文<sup>(注5)</sup>においては国際的なスタンダードで総人口の1%といわれている。現状と実態に大きな乖離があるのがわが国の実情である。今回の調査研究においても組織的取組体制をとるA地区と個人パワーを中心にネットワークで支援するB地区では利用者数に差が出ている。成年後見制度活用者の地域間格差は、取組の体制と必要な人的資源を含む社会資源の格差が背景にあるものと推測される。

### (3) 社会福祉士の役割と専門的教育に関して

認知症、知的障がい者、精神障がい者、重度身体障がい者等の権利擁護に関して、成年後見制度が果たす役割は大きい。社会福祉士にはその役割とネットワークリーダーの素養が求められるであろう。社会福祉士に期待される専門性向上のための教育プログラムに関しての研究が必要である。また、事実行為としての介護支援などに関しては、制度面から実態に見合う方向性を示す必要があり検討すべき課題である。

## 9 結び

2000年4月施行の介護保険法及び改正社会福祉法は、地域分権化の流れと併せ戦後積み重ねてきた社会福祉政策のパラダイムを大きく転換させた。

その基礎構造改革の基本理念は、1998年(平成10年)

12月の中央社会福祉審議会・中間報告にある『社会福祉の理念＝国民全体を対象に、社会連帯のもとでの支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家族や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらずその人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援すること』に見て取れる。そこには、社会福祉の普遍化・社会連帯の思想・個人の人権尊重・在宅福祉と地域福祉への基盤シフト・自立支援の基本など、経済社会の大きな変動を背景とした近代社会福祉政策の方向性を示す理念があると考える。

そして、日本国憲法がうたう「国民の権利及び義務」条項の基本的な権利の享有(第11条)、個人の尊重(第13条)、国民の平等性(第14条)、勤労の権利及び義務・勤労の基準・児童酷使の禁止(第27条)のいわゆる人権規定を具現化する方向への軸足のシフトが見て取れる。この社会福祉サービス利用権と契約時代を担保する権利擁護の仕組みとして同時に改正されたのが民法関連の成年後見制度であり、民事法律扶助制度は弁護士費用等の報酬扶助を受ける権利を保障したものである。

また、社会福祉サイドからは「日常生活自立支援事業(平成18年度までは地域福祉権利擁護事業)」関連して「成年後見制度利用支援事業(前掲図2)」や社会福祉法82条～87条による「第三者委員」及び「運営適正化委員会」など利用者の権利擁護システムは整備されて今日に至っている。

今回は、社会福祉士が関わる成年後見制度に関して研究考察を進めたが、そこから浮かび上がってきたのは、制度の意図やシステムと実態の間に数多くの課題と乖離があることである。

人権擁護のシステムを筆者の基本的立場である政策論的視点から見た場合、福祉におけるエンパワメントと法理における権利擁護との連携は可能か、あるいは、地域包括センターの活用などそのための仕組みづくりはどうかあるべきか等々、論理的にも実務的にも説得力のある研究がより一層必要である。

## 注意事項・資料及び参考文献

- (注1) 民事法研究会「実践成年後見」No23 P71～79  
「身上監護からみた成年後見制度運用の現状と課題」  
千葉大学教授 小賀野晶一氏
- (注2) (社)日本社会福祉士会＝社会福祉士の職能団体  
で1993年1月任意団体として設立、1996年4月に  
社団法人。全国47都道府県に支部があり3万人を  
超す会員がいる。実践活動の一つとして権利擁護  
センター「ばあとなあ」が相談援助活動等々を  
展開している。
- (注3) 「実践成年後見」は、成年後見実務に関する最新  
の情報を提供する唯一の専門雑誌で、毎号の特集で

は実務で直面している問題点に焦点をあて、わかり  
やすく解説されている。2000年12月NO1～2011  
年1月NO36が刊行されている。

(注4) 中部学院大学・短期大学部「研究紀要」第9号  
2008年3月調査報告 P167～171

(注5) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の  
概要」(各年発表資料)

平成12年4月から平成13年3月まで

平成13年4月から平成14年3月まで

平成14年4月から平成15年3月まで

平成15年4月から平成16年3月まで

平成16年4月から平成17年3月まで

平成17年4月から平成18年3月まで

平成18年4月から平成19年3月まで

平成19年4月から平成20年3月まで

平成20年1月から12月まで

平成21年1月から12月まで

\*年度と暦年は、平成20年に変更されているため一  
部に重複計上がある。

(注6) 「法律のひろば」8月号Vol.63 P4～8、「成年  
後見制度施行10年を振り返って、制度の現状と課  
題」筑波大学法科大学院教授 新井誠氏

(注7) 主催＝2010年成年後見法世界会議組織委員会、  
2010年10月1日～4日横浜市で開催、会議後「成年  
後見制度に関する横浜宣言」を発する。

(注8) 岐阜家庭裁判所＝岐阜家庭裁判所を本庁として  
大垣支部、高山支部、御嵩支部、多治見支部、中津  
川出張所、郡上出張所(相談、申立て受付のみ)が岐  
阜県内42市町村を管轄している。

(注9) 事例研究会メンバーは次の諸氏である。田中和  
代氏<sup>\*2</sup>、浅岡直之氏<sup>\*3</sup>、山田隆司氏<sup>\*4</sup>

(注10) 「家族看護論(カルガリー式家族看護モデル実践  
へのファーストステップ)」小林奈美 著 医歯薬  
出版(株)2006年

\*カルガリー式アセスメントの技法とポイント＝  
ジェノグラムとエコマップの書き方

(注11) Genogramとは、3世代にわたる家族関係を図  
に表したものである。社会福祉援助過程において、クライ  
アントや家族の問題構造をより正確に理解し、援助  
計画や介入などの指針を得る一助となる。

(注12) Ecomapとは、生態学の視点を導入して創られ  
た生態地図(hartman・A 1975年考案)クライア  
ントをとりまく環境と複雑な関係を記号化で図式化  
して表現する方法

---

\*2 実習センター(社会福祉士)

\*3 飛騨慈光会山ゆり地域生活支援センター相談専門  
員(社会福祉士)

\*4 NPO法人東濃成年後見センター事務局長(社会福  
祉士)



表6 事例研究ケース一覧

事例	成年後見事件		成年後見制度
	被後見人等の類型	高齢者・障害者権利侵害事例概要	
1	認知症独居高齢者	子による金銭搾取事例	成年後見人
2	認知症独居高齢者	施設入所の退所受け入れ拒否及び親族による預貯金搾取事例	成年後見人
3	施設入所中の知的障がい者	施設入所者(30年以上)と親族による金銭管理要求事例	成年後見人
4	母子とも知的障がい者の母子家庭の母親	知的障がい母子家庭の見守りと訪問販売契約への対応事例	成年後見人
5	認知症独居高齢者	軽度の痴呆症の独居高齢者、悪徳商法や住宅改修契約への対応事例	補助人
6	認知症独居高齢者	一人暮らし高齢者の後期高齢化に伴う日常生活自立支援と知人と組んだクレジット不正利用、高額ゴルフ場利用料等預貯金異常引き出し事例	保佐人
7	高齢者夫婦の妻(重度疾病と入院医療)	妻(高齢・重度疾病)に対する、夫(高齢独居)と第三者知人による金銭引き出しと医療費等の高額滞納。現在、夫婦とも生活困窮である事例	成年後見人
8	認知症独居後期高齢者	認知症の独居超高齢者(90歳以上)でケアマネージャーと連携して生活支援と財産管理の事例	保佐人
9	複雑な結婚歴を持つ80代の高齢者(途中死亡)	複雑な結婚歴(第1妻～第3妻)を持つ80代の高齢者と第3妻の入院加療費未払いと金銭管理及び死亡に伴う遺産整理事例	成年後見人
10	躁うつ病を患う精神障がい者	母は高齢者で認知症、本人は躁状態で起こす多重債務で多くの借金がある。途中65歳になり老齢・障がい基礎年金受給。母は施設入所・本人は入院中の事例	保佐人